

一部構成員限り

資料 2 - 5



電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG（第42回） 事業者ヒアリング ご説明資料

2023年4月12日
株式会社インターネットイニシアティブ

Ongoing Innovation



1. 通信市場の動向

■ 当社の取組み状況 及び 課題についてご説明いたします

- IIJ モバイル事業について
- 新たに実施した料金・サービスの見直し
- MNOとMVNOの回線品質

2. 端末市場の動向

■ 課題についてご説明いたします

- 端末の過度な安値販売

3. 乗換えコストの更なる改善等

■ 課題についてご説明いたします

- MNPに伴う課題

1. 通信市場の動向



- 個人・法人・IoT等の多種多様なモバイルトラフィックをバランスよく共通インフラに收容し、設備の利用効率を上げることで、事業利益の最大化
- 今後も**個人と法人の両輪で事業の発展を目指す**
- 5GSAについては、提供開始時期は定まっていないが、MNOとの協議・設備検討等を推進し、サービス自由度の高い接続方式の実現に向け対応を進めていく

個人事業



IIJmioをショーケースに
MVNEプラットフォーム展開

法人事業



IoT向けサービスの強化
IIJサービスとの連携
フルMVNOによる多様なSIM展開

個人・法人
両輪で事業発展

新たに実施した料金・サービスの見直し

■ お客様のニーズに応えるためプランの改定、利便性の向上に向けた取組みも継続的に実施

- 2023年 4月 1日 IIJmio「ギガプラン」の**データ量増量**
4ギガプラン→**5ギガプラン**、8ギガプラン→**10ギガプラン**（価格はそのまま、手続き不要で自動適用）
- 2023年 4月 1日 「音声通話定額オプション」について専用アプリ→標準電話アプリでの提供開始
- 2023年 2月15日 IIJmioタイプAのSMS機能における「迷惑SMSブロック」機能の導入
- 2022年10月25日 IIJmio「ギガプラン」タイプAにおいて音声通話機能付きeSIMを提供開始
- MNPのワンストップ化については導入に向け検討を進めている

もっとたくさん便利に使ってほしいから、IIJmioは変わり続けます。

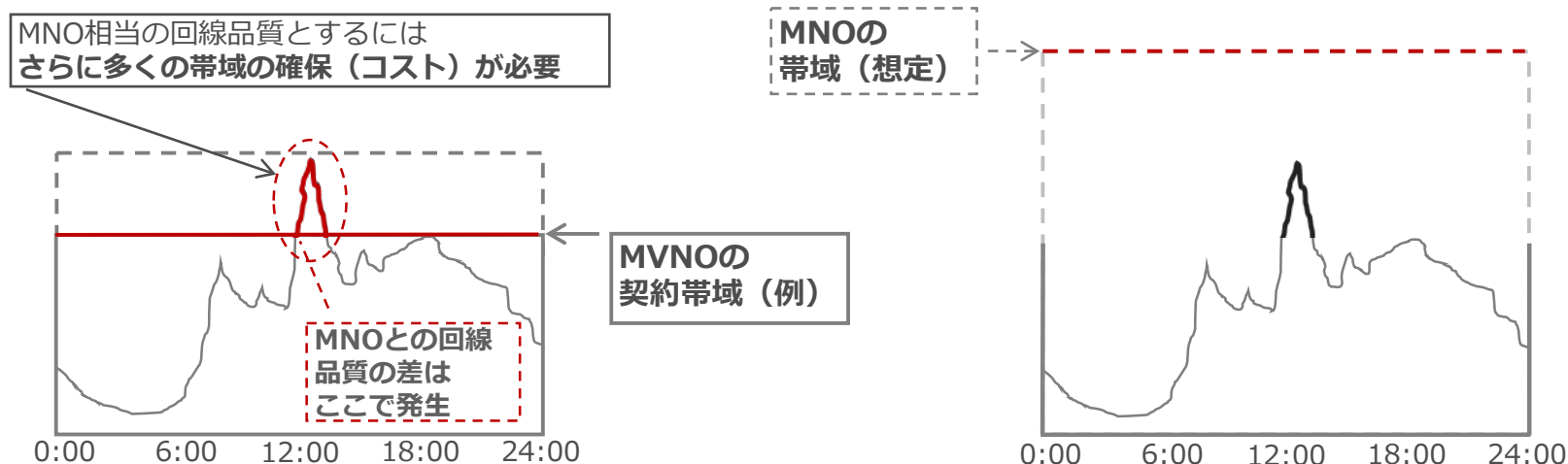
ギガプランをパワーアップ!
新データ量+4G/1スタート。価格はそのまま

新データ量は4/1から自動適用
現在4ギガプラン、8ギガプランをご利用中のお客様も4月1日から自動的に新しいデータ量が適用されます。手続きは不要です。

現在ご契約中のお客様も自動で切り替え

現在のデータ量 (~3月31日)	2ギガプラン	増量! 4ギガプラン ▼ 5ギガプラン	増量! 8ギガプラン ▼ 10ギガプラン	15ギガプラン	20ギガプラン
4月1日以降のデータ量					
音声SIM	税込 850円 (税抜773円)	税込 990円 (税抜900円)	税込 1,500円 (税抜1,364円)	税込 1,800円 (税抜1,637円)	税込 2,000円 (税抜1,819円)
音声eSIM タイプAのみ					
SMS	税込 820円 (税抜746円)	税込 970円 (税抜882円)	税込 1,470円 (税抜1,337円)	税込 1,780円 (税抜1,619円)	税込 1,980円 (税抜1,800円)
データ タイプBのみ	税込 740円 (税抜673円)	税込 900円 (税抜819円)	税込 1,400円 (税抜1,273円)	税込 1,730円 (税抜1,573円)	税込 1,950円 (税抜1,773円)
データeSIM ドコモのみ	税込 440円 (税抜400円)	税込 660円 (税抜600円)	税込 1,100円 (税抜1,000円)	税込 1,430円 (税抜1,300円)	税込 1,650円 (税抜1,500円)

- 当社では、低廉な料金プランを維持しつつ、**データ接続料の低廉化が進んだことによる経常的な帯域の増強**を実施しており、**可能な限り快適な回線品質を実現するための対応を実施**
- データ通信トラフィックが多い時間帯（昼帯（12:00-13:00）がピーク）においては、依然としてMNOとMVNOでは、**回線品質に差がある**と考える
- MNO相当の回線品質とするには、**さらに多くの帯域の確保（コスト）が必要**
- MNOの低廉な料金プランとMVNOの料金プランは、料金が近接している状況であり、今後の競争を考えると、**データ接続料の更なる低廉化が非常に望ましい**と考える



2. 端末市場の動向

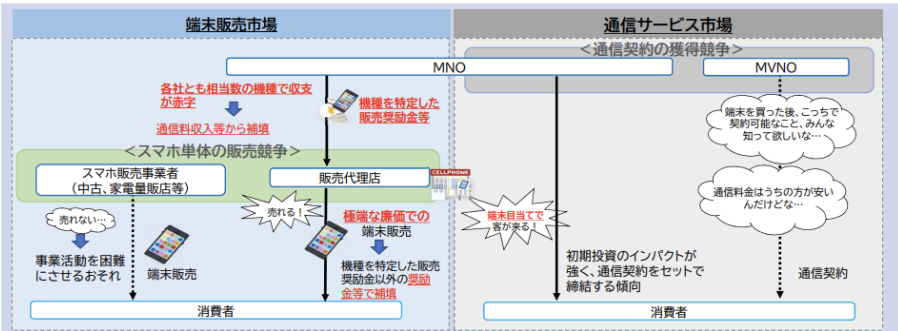


- 公正取引委員会の「(2023年2月24日)携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査について」は、下記の調査報告があったが、**市場の公正な競争環境を確保する観点からも報告内容について賛同する**ところ

独占禁止法・競争政策上の考え方



MNOによるスマートフォンの値引販売等



- MNOと専ら通信契約を伴わずスマートフォンを消費者に販売している事業者は、スマートフォンの販売においてMNOと必ずしも同一の取引分野において競争関係にあるものではない
- 他方で、MNOが供給に要する費用を著しく下回る対価で販売代理店にスマートフォンを販売することにより、通常の企業努力によって対抗することが困難なほど低い価格で、当該販売代理店が消費者にスマートフォンを販売できることとなり、当該販売代理店と同等又はそれ以上に効率的な事業者であっても、価格面で対抗できず、顧客を獲得できなくなるおそれ
- このようなMNOによる特定の機種種のスマートフォン販売に係る収支の赤字を通信料収入等他の商品又は役務の供給による利益で補填する販売方法は、販売代理店と専ら通信契約を伴わずスマートフォンを消費者に販売している事業者との競争に影響を及ぼすおそれ

▶ MNOが販売代理店に対して、供給に要する費用を著しく下回る対価で継続してスマートフォンを販売することにより、販売代理店と競争関係にある専ら通信契約を伴わずスマートフォンを消費者に販売している事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(不当廉売)。

※ 販売代理店の行為についても、スマートフォンにつき大規模な販売代理店独自の値引きなどにより、採算を度外視する価格で継続して販売するなどにより、スマートフォンの販売を行う事業者のうち専ら通信契約を伴わずスマートフォンを消費者に販売している事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、独占禁止法上問題となるおそれがある(不当廉売)。

終わりに



公正取引委員会の今後の取組

- ◆ 端末販売市場において、MNOが、機種ごとのスマートフォンの販売に係る収支の赤字を通信料金による収入等で補填する販売方法を取り、販売代理店において極端な廉価販売が大規模かつ継続的に行われる場合には、専ら通信契約を伴わずスマートフォンを消費者に販売している事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある。その場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることから、MNO及び販売代理店は、**スマートフォンの価格設定に当たり、十分に留意する必要がある。**
- ◆ このような端末販売市場における公正な競争環境を整備する観点に加えて、端末代金の大幅な値引きがエスカレートする場合、通信料金と端末代金の分離等により、低廉化が進展してきている**通信料金の下げ止まりや引上げにつながることも懸念される。**
- ◆ 公正取引委員会は、今後、MNOと販売代理店の取引を対象とした独占禁止法上の問題について**監視を強化**するとともに、独占禁止法違反行為が認められた場合には、**厳正に対処**する。

(出典：公正取引委員会 (令和5年2月24日)携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査について 概要資料より抜粋
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/feb/230224.html>)

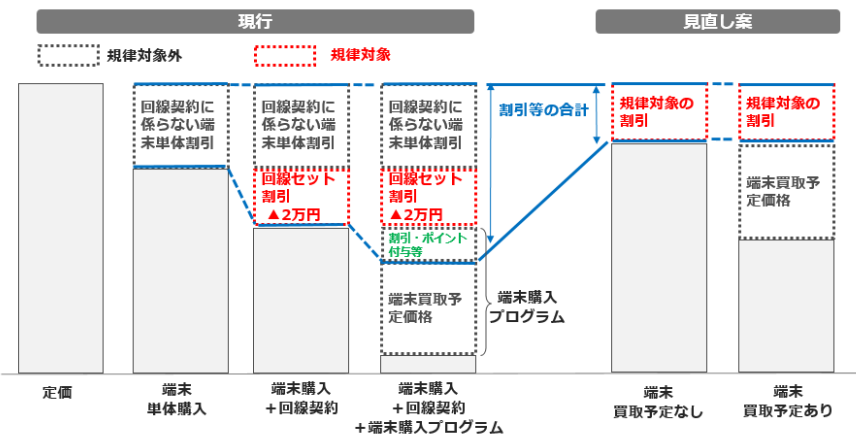
- 調査報告の公表以降、端末の過度な安値販売は減ってきているものの一定数は行われていると認識
- 事業法改正の目的は、端末代金の値引き等について一定の厳しい上限を定め「通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行について2年を目途に根絶」することとし、「通信市場・端末市場の双方における競争がより働く」※ようにすること
- 目的の達成に向けては、27条の3の**規律の遵守の徹底 及び 見直しが必要**と考える

(※出典：総務省「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方(2019年8月)」より抜粋)

1-1. 端末の過度な安値販売による課題 (2 / 3)



- 回線契約に係らない端末単体割引等により、過度な安値販売を実施している状況を踏まえれば、**回線契約とセットが問わず割引等の上限額を設定する必要がある**のではないかと
- 端末購入プログラムにおいて、2年後の**買取予定価格を上回る割引等**を行っている場合は、それも**規律対象の割引の上限額に含めないと抜け道になる可能性**があるのではないかと



(出典：競争ルールの検証に関するWG (第38回) 資料2-1 当社提出資料.pdfより抜粋)

1-1. 端末の過度な安値販売による課題 (3 / 3)



- 2019年10月の事業法改正に向けて「モバイル市場の競争環境に関する研究会」での検討においては、**今後の市場環境の変化等を踏まえ**たうえで「**上限2万円**」を設定したものと理解
- 規律対象の割引の上限額を直ちに**見直す理由はないが、回線契約に係らない端末単体割引等をこの枠に含める**対応をすべき

- 一部のMNOが提案した中古端末の販売価格や買取価格をベンチマークとして**割引等の上限額を緩和(上限2万円超)**することについては、上述の通り緩和する理由が無いと考える
- 加えて、以下の**問題がある**のではないかと
 - 割引等の上限は可変になることから、規制に係る事業者の運用コストが大きくなり対応困難
 - 中古端末より安い価格 または 同水準価格での販売が可能であるため中古端末市場への影響が懸念
 - 規律を遵守すること自体が困難になる懸念 (抜け道ができイタチごっこになる懸念)

3. 乗換えコストの更なる改善等



- MNPの踏み台となるような短期解約した契約数は、昨年度程ではないが、**一定の水準で推移している状況**
- 事業の妨げとなるような不要な業務コストが発生している
- 主な要因はMNOによる端末の過度な安値販売等と認識しており、課題の解決にあたっては、27条の3の**規律の遵守の徹底 及び 見直し**を実施頂くとともに、総務省と公正取引委員会が引き続き連携しながらMNPの踏み台の解消に向けた取組みをお願いしたい

ヒアリング事項への回答



ヒアリング事項回答① 事業法第27条の3の執行の状況

ヒアリング事項	回答
<p>通信・端末の分離に係る規律の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 規律を遵守するために、具体的にどのような取組を実施しているか。 ■ 規律を販売代理店に遵守させるために、貴社として具体的にどのような取組を実施しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取組については以下の通りとなります <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規律の基本的な内容について、関連社員向けに勉強会等を実施 ➢ 事例を挙げ規律に違反しているか等の理解度テストを実施 ➢ 自社及び代理店における施策について、規律違反となる条件等が無いか事前に全件確認
<p>既往契約の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 既往契約の解消のためにこれまでに実施した取組の具体的な内容及びその結果としての解消状況はどうなっているか（事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約及び同項第2号に適合しない契約それぞれについて）。 ■ （既往契約が残存している場合）今後、解消を更に進めるために具体的にどのような取組を予定しているか（解消目標時期等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既往契約のうち、改正事業法に適合しない最低利用期間の定めについては、1年（自動更新なし）のため2020年10月までに全ての既往契約で事業法適合済み またその他、改正事業法に適合しない部分（長期利用者向け優遇等）については2019年10月時点で既に廃止済み

ヒアリング事項	回答
<p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 報告書2022以降、新たに実施した料金・サービスの見直し（料金の値下げ、新プランの開始、新たな割引メニューの開始、月間通信容量の増加等）は、どのようなものがあるか。 ■ モバイル市場の現状についてどのように評価しているか。特に、事業法第27条の3の施行以降のモバイル市場の環境変化についてどのように捉えているか。 ■ 当該環境変化を踏まえた、戦略（料金、サービス等）、今後の見通しは、どのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ P.4～P.6を参照
<p>5Gプラン、大容量プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の5Gプラン、大容量プランの提供状況はどのようなものか。また、今後の考え方や課題はどうか。特に、5GSAに係るプランの提供状況（今後の見通しを含む。）はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5Gプラン <ul style="list-style-type: none"> ➢ 5GNSAに接続できる機能（5Gオプション（無償））を2021年6月より提供開始 ■ 大容量プラン <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「ギガプラン」のデータ容量は5種(2ギガ、5ギガ、10ギガ、15ギガ、20ギガ) 同一の会員IDにて契約する複数の回線（最大10回線）の各データ容量を回線間で「シェア」する機能、「プレゼント」する機能を提供しており、複数回線を家族で契約しているユーザーは模擬的に大容量のプランを作成することが可能 ➢ 当社サービスではドコモ回線、KDDI回線間のシェアや、SIM機能(音声・SMS・データ・eSIM)が異なる場合のシェアも可能 ■ 5GSAに係るプラン <ul style="list-style-type: none"> ➢ MNOより、L3接続相当の提供形態に対する情報開示はあるものの、当該方式はMVNOでのサービス自由度が低いいため、MNOとMVNOの事業者間協議において取りまとめられている方式（4類型5方式）のうち、よりMVNO側のサービス自由度の高い接続方式の実現に向けて検討を進めている ➢ 国際標準化の遅延等の影響もあり、現時点で5GSAに係るプランの提供の見通しは立っていないがMNOとの協議・設備検討等を推進していく
<p>ARPU</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年事業法改正以降のARPUの状況及び今後の見通しはどのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ P.15を参照

■ 令和元年事業法改正以降のARPUの状況及び今後の見通しはどのように考えているか

- 楽天のMNO参入、MNOの廉価プランの導入等により、通信料金の低廉化が進展、また、データ接続料の低廉化が進んだことにより、従来より**低料金で競争力のあるIIJmio「ギガプラン」を2021年4月から提供開始**
- 5G時代によりお客様のデータ利用容量が増加することが想定されるため、**ニーズに対応したプラン等を検討していく**

ヒアリング事項	回答
<p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 報告書2022以降の端末販売の状況（販売台数の推移、価格帯別（低・中・高価格帯）販売台数の割合、チャンネル（店舗、オンライン）ごとの販売台数の割合）はどうか。 ■ 端末市場の現状についてどのように評価しているか。特に、事業法第27条の3の施行以降の端末市場の環境変化についてどのように捉えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ P.17を参照
<p>最新端末の安値販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ MNO各社において最新端末の安値販売が広く行われているという指摘があるが、どのように評価しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ P.8～P.9を参照
<p>5G端末</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 報告書2022以降の5G対応端末の取扱い・販売状況はどのようなものか。特にミリ波対応端末についてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ P.18を参照
<p>中古端末</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中古端末の取扱いの状況はどうか。今後の見通しはどうか。 ■ 既に中古端末の取扱いを開始している事業者においては、最近の取扱いの状況はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ P.18を参照

ヒアリング事項回答③ 全体（端末市場の動向）

赤枠内は構成員限り

- 報告書2022以降の端末販売の状況（販売台数の推移、価格帯別（低・中・高価格帯）販売台数の割合、チャンネル（店舗、オンライン）ごとの販売台数の割合）はどうなっているか。
- 端末市場の現状についてどのように評価しているか。特に、事業法第27条の3の施行以降の端末市場の環境変化についてどのように捉えているか。

- IIJmioはオンライン販売のみ、端末販売数は2021年度と同等で推移
- 価格帯については、中高価格帯の端末ラインナップが増えたため販売台数割合も増加

- 報告書2022以降の5G対応端末の取扱い・販売状況はどのようなものか。特にミリ波対応端末についてはどうか。

■ 5G端末

- 現時点で**ミリ波対応端末の取扱いは無し**
 - ・当社でODM/OEM製造しても、生産台数とコストが見合わないため、端末メーカーのラインナップ拡大を待つ
- 5GNSA対応端末について(ミリ波非対応)
 - ・2022年度の**5G端末販売構成比は**、端末メーカーの5G端末ラインナップ拡大に伴い**増加**

- 中古端末の取扱いの状況はどうか。今後の見通しはどうか。
- 既に中古端末の取扱いを開始している事業者においては、最近の取扱いの状況はどのようなものか。

■ 中古端末

- 市場動向としては昨年同様**拡大傾向**
 - ・今年は様々なモノの値段が上がる傾向もあり**中古端末のニーズは高まっている**
 - ・RMJのリユースモバイルガイドラインにより販売基準が明確になりビジネスがしやすい環境
- 当社としても、**中古端末販売は積極的に推進中**
 - ・2021年度に引き続き、端末を安定的販売するため**2022年度も調達先の拡大**
 - ・販売の大半はiPhoneだが、Google Pixelのニーズも増えており販売台数も拡大

ヒアリング事項回答④ 乗換えコストの更なる改善等

ヒアリング事項	回答
<p>全体</p> <ul style="list-style-type: none">■ 報告書2022以降、乗換えコストの更なる改善に向けて行った取組はあるか。ある場合には、その取組を具体的に示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none">■ 2022年10月25日 IIJmioモバイルサービス（ギガプラン）タイプAにおいて、音声通話機能付きeSIMを提供開始■ MNPのワンストップ化については導入に向け検討を進めている
<p>MNPに伴う課題</p> <ul style="list-style-type: none">■ MVNOから「MVNOはMNPの踏み台にされるような短期解約が非常に大きく増加するといった課題が発生」しているとの指摘があったが、このような課題に対してどのように考えているか。また、この課題を解決するための取組としてどのようなものが考えられるか。	<ul style="list-style-type: none">■ P.11を参照

Lead Initiative

日本のインターネットは1992年、IIJとともにはじまりました。以来、IIJグループはネットワーク社会の基盤をつくり、技術力でその発展を支えてきました。インターネットの未来を想い、新たなイノベーションに挑戦し続けていく。それは、つねに先駆者としてインターネットの可能性を切り拓いてきたIIJの、これからも変わることのない姿勢です。IIJの真ん中のIはイニシアティブ

IIJはいつもはじまりであり、未来です。



Ongoing Innovation

本書には、株式会社インターネットイニシアティブに権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当社に帰属し、日本の著作権法及び国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。IIJ、Internet Initiative Japanは、株式会社インターネットイニシアティブの商標または登録商標です。その他、本書に掲載されている商品名、会社名等は各会社の商号、商標または登録商標です。本文中では™、®マークは表示していません。

©2013 Internet Initiative Japan Inc. All rights reserved. 本サービスの仕様、及び本書に記載されている事柄は、将来予告なしに変更することがあります。